

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第499号）

〔屋外分煙所モデル整備に係る文書部分公開決定審査請求事案ほか4件〕

（答申日：令和8年6月19日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、大阪支社長の氏名については公開すべきである。

大阪府知事が行ったその余の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 本件各公開請求について

審査請求人は、別紙1に記載の各請求日に、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、別紙1に記載の公開請求の内容について、それぞれ公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各請求に対する決定について

実施機関は、本件各請求に対し、別紙1に記載の各決定日に、条例第13条第1項の規定によりそれぞれ部分公開決定（以下「本件各決定」という。）を行い、それぞれ別紙1に記載の公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

3 審査請求について

審査請求人は、別紙1に記載の審査請求日に、本件各決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨及び理由

本件各審査請求の趣旨及び理由は、それぞれ概ね別紙2記載のとおり。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、それぞれ概ね別紙2記載のとおりである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、それぞれ概ね別紙3記載のとおりである。

なお、実施機関説明時に、実施機関は、係争情報のうち暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答及び要件確認申立書に基づく回答については、争わない旨述べた。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件行政文書について

大阪府（以下「府」という。）では、路上等における喫煙防止対策として屋外分煙所の整備を促進するため、大阪府補助金交付規則、大阪府屋外分煙所モデル整備促進補助金交付要綱等に基づき、「屋外分煙所モデル整備計画書決定書」の交付を受けた者に対し、屋外分煙所モデル整備促進事業の補助金（以下「本件補助金」という。）を交付していた。

実施機関は、審査請求人から別紙1記載のとおり本件各請求を受け、対象文書として、本件補助金に係る下記ア～カまでの文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

ア 屋外分煙所モデル整備の決定に係る文書

本件補助金の申請に先立ち、申請事業者は実施機関に対し「屋外分煙所モデル整備計画書」を提出することとなっている。この「屋外分煙所モデル整備計画書」をもとに実施機関が屋外分煙所モデル整備の決定を行った際の起案文書一式が「屋外分煙所モデル整備の決定に係る文書」である。その中には、屋外分煙所モデル整備計画書及び添付書類として工事の見積書等が含まれており、屋外分煙所設置者名には本件申請事業者の大阪支社長の氏名（以下単に「大阪支社長の氏名」という。）が、工事の見積書には取引先名が、それぞれ記載されている。

イ 暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会関連文書

府は、補助金の交付を行う際、府が実施する事務又は事業が暴力団を利することにならないよう「大阪府補助金交付規則」において申請事業者から暴力団員又は暴力団密接関係者を排除しており、「大阪府の暴力団排除に関する協定書」に基づき、補助金を受けようとする者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するか否かについて、府警察本部長へ照会を行っている。

本件補助金についても府警察本部長へ照会を行っており、照会を行った際の起案文書とその回答が暴力団排除措置に関する協定書に基づく照会関連文書である。その文書の「申請者名」欄に大阪支社長の氏名が記載されている。

ウ 債権債務者登録を行った文書

本件補助金を支出するにあたり、債権者情報を府の財務会計システムに登録をする必要があり、その起案文書が債権債務者登録を行った文書である。その債権者氏名に大阪支社長の氏名が記載されている。

エ 本件補助金にかかる交付額確定にかかる文書

本件補助金の交付額を確定し、申請事業者へ交付額を通知する起案が上記文書である。上記文書には、添付書類として、大阪府屋外分煙所モデル整備促進事業補助金実績報告書、経費所要額精算書、附帯設備事業結果概要報告書、工事業者からの領収証、工事業者への総合振込精査表、補助事業検査調書が添付されている。大阪府屋外分煙所モデル整備促進事業補助金実績報告書の「代表者職氏名」欄等に大阪支社長の氏名が、工事業者からの領収証等取引先名が記載されている。

オ 本件補助金の支出に係る文書

本件補助金を支出する際の起案文書であり、経費支出伺書と支出命令伺書がある。

(ア) 経費支出伺書

地方自治法第232条の3及び府財務規則第39条に基づき、経費支出伺書を作成することで、府は支出負担行為を行う。この経費支出伺書と補助金交付の決定を同時に伺った起案文書が対象文書であり、添付資料として、補助金交付申請書、要件申立書、暴力団等審査情報、補助金経費所要額調書、附帯設備事業計画書、「屋外分煙所」モデル整備決定書、工事見積書、本件補助金の振込先等の書類がある。

要件申立書とは、本件補助金の支給要件を満たしていることを確認する書類であり、各項目を確認し、すべての項目が「いいえ」の回答にならない申請事業者は本件補助金の支給を受けることができない。

補助金交付申請書の「代表者職氏名」欄等に大阪支社長の氏名が、工事見積書に取引先名が記載されている。

(イ) 支出命令伺書

経費支出伺書により確保している予算から支出を行うもので、起案文書が対象文書である。この起案文書の添付書類として、支出命令伺書、補助金交付額支払請求書がある。補助金交付額申請書の「代表者職氏名」等大阪支社長の氏名が記載されている。

カ 本件決定にあたり第三者意見照会をした文書

この文書は、本件各決定を行うに当たり、公開の可否を判断する際の参考とするため、本件申請事業者へ意見を求めた際の照会文書とその回答文書であり、照会文書の宛名やその回答文書の連絡先欄に大阪支社長の氏名が記載されている。

(2) 判断の枠組みについて

本件各審査請求は、いずれも、屋外分煙所モデル整備に係る本件申請事業者の大阪支社長の氏名とその取引先名の公開を求めるものであることから、本件各審査請求について、併せて検討する。

なお、別紙1の番号2及び3にて非公開としていた暴力団排除措置に関する協定書に基づく回答及び要件確認申立書に基づく回答については、実施機関が実施機関説明において、争わず公開する旨述べたことから、ここでは判断しない。

実施機関は、大阪支社長の氏名については、登記されている役員ではなく氏名を公にして業

務することが相当とはいえないものであって、個人の氏名は、特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号に該当する旨、開示請求者等がSNS等に投稿する事例があり、誹謗中傷等が行われる具体的なおそれもあって、本件情報が公開されると、府との間で書面を交わした場合は氏名が開示され、その結果プライバシーの侵害の危険が及ぶとの意識が社員間に広まることが想定され、結果として社員が業務を十分に遂行することができなくなるといった萎縮効果が生じるため、条例第8条第1項第1号にも該当する旨主張する。また、取引先名については、これを公にすると競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとして条例第8条第1項第1号に該当する旨主張することから、以下、大阪支社長の氏名及び取引先名についてそれぞれ検討する。

(3) 大阪支社長の氏名について

ア 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報等が記録されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

イ 条例第9条第1号の該当性について

実施機関は、大阪支社長の氏名については、登記されている役員ではなく氏名を公にして業務をすることが相当ではないものであって、個人の氏名は特定の個人が識別され得る情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号に該当する旨主張する。

しかし、最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号平成15年11月11日判決は、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報については、個人に関する情報として非公開事由が規定されていると解するべきではなく、法人等に関する情報としての非公開事由が規定されていると解するのが相当であると判示している。

本件補助金は、当該申請事業者のために行う契約の締結等に関する情報といえる。また、当審査会において本件対象文書を確認したところ、本件申請事業者から提出された本件補助金交付額支払請求書の「代表者職氏名」欄に大阪支社長の氏名が記載されている。このことからすると、大阪支社長は権限に基づいて本件申請事業者のために贈与契約を締結する趣旨で本件補助金の申請を行っていると考えられる。したがって、大阪支社長の氏名は、

個人に関する情報と解すべきではなく、法人等に関する情報と解するのが相当である。

以上のことから、大阪支社長の氏名については、条例第9条第1号に該当しない。

ウ 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができる。

同号は、

- ・法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下「要件1」という。）

であって

- ・公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）（以下「要件2」という。）

が記録されている行政文書を公開しないことができる旨を定めている。

条例解釈運用基準では、「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められる情報に該当するかどうかは、当該情報の内容のみでなく、事業者の性格、事業活動における当該情報の位置づけ等にも十分留意しつつ、慎重に判断する必要があるとされている。例えば、補助金等の支出に係る事業活動に関する情報などは、公的な性格の強い情報であり、「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められる情報に該当するかどうかは特に慎重に判断する必要がある、とされている。また、「正当な利益を害する」とは認められず、公開できる情報例としては「補助金等の交付に関する情報で、生産技術上又は営業上のノウハウ等の部分を除いたもの」が挙げられている。

エ 条例第8条第1項第1号の該当性について

大阪支社長の氏名は、本件申請事業者に関する情報であるため、要件1に該当する。他方で、本件行政文書に記載の大阪支社長の氏名は、本件申請事業者の代表者として記載されているものであり、これは生産技術上又は営業上のノウハウ等には当たらない。したがって、大阪支社長の氏名は、これを公にすることにより本件申請事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、要件2に該当しない。

よって、大阪支社長の氏名は条例第8条第1項第1号に該当しない。

なお、実施機関は、府との間で書面を交わした場合には自己の氏名が公開されるおそれがあるとなると、プライバシーの侵害の危険が及ぶとの意識が社員間に広まり萎縮効果が生じる旨主張するが、公開される氏名は、先の最高裁判決の判示するところに限られることから、当該主張は当を得ておらず、採用することはできない。

以上、上記イ及びエのとおり、大阪支社長の氏名は、条例第9条第1号及び条例第8条第1項第1号のいずれにも該当せず、その他の非公開条項にも該当しないことから、公開が妥

当である。

(4) 取引先名について

ア 条例第8条第1項第1号について

前記(3)ウのとおり

イ 条例第8条第1項第1号の該当性について

取引先名は、本件申請事業者との間で取引を行った者の名称であり、本件申請事業者に関する情報といえるため、要件1に該当する。また、一般に、事業者がどういった者と取引するのかは、当該事業者の戦略が反映される情報であるといえ、競争上の地位を害するおそれがある情報といえることから、要件2に該当する。よって、取引先名は、条例第8条第1項第1号に該当する。

なお、審査請求人は、取引先名について、当該取引事業者のウェブサイトには本件モデル事業と思われる例が取引事例として掲載されている旨主張する。しかしながら本件申請事業者が自らウェブサイトに掲載しているものではないことからすると、審査請求人の主張は、上記結論を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、大阪支社長の氏名については、条例第9条第1号及び条例第8条第1項第1号に該当せず、その他の非公開条項も該当しないことから公開すべきであるといえる。他方、取引先名については、条例第8条第1項第1号に該当することから非公開としたことは妥当であるといえ、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮